

高等学校等就学支援金について

(令和8年度 私立学校在学生用)

支給対象となる学校

- ・国公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）
- ・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校の高等部
- ・高等専門学校（１～３学年）
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程及び各種学校（国家資格者養成課程指定校）

支給対象となる生徒

- ①日本国籍を有する者
- ②特別永住者
- ③永住者
- ④日本人の配偶者等
- ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められる者
- ⑦家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

- ※但し、以下の方は対象外
- ・日本国内に住所を有しない生徒
 - ・高校等を既に卒業し又は修了した生徒
 - ・高等学校等に在学した期間が３年（定時制・通信制は４年）を超える生徒
 - ・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生

支給額

支給額は、下表のとおりです。

	所得制限	支給額
支給対象となる生徒	なし	上限457,200円/年
経過措置※	あり	下記「経過措置の支給額」のとおり

※令和8年3月末時点で就学支援金を受給していたが、令和8年4月からの新制度にて支給対象とならなかった者

経過措置の支給額

所得区分の目安【世帯年収】	就学支援金（月額）	就学支援金（年額）
590万円以上910万円未満	9,900円	118,800円
590万円未満	33,000円	396,000円

- ※所得区分の目安については、下記の算定式を併せて参照してください。
- ※単位制、通信制の場合、支給額は上記と異なります。
- ※両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安。

算定式

市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※課税標準額や調整控除の額は、以下の方法により確認できます。

- ・「マイナポータル」HPの「あなたの情報」
- ・課税証明書等（多くの市町村）

上記による算出額　＜　154,500円　⇒　支給額：最大396,000円

（154,500円以上）
上記による算出額　＜　304,200円　⇒　支給額：最大118,800円

手続き

- ・就学支援金の受給資格を得るため、学校の案内にしたがって、原則、e-Shienでオンライン申請して下さい。詳しくは学校にお問い合わせ下さい。

支給方法

学校が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになります。生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。

なお、就学支援金をどのように授業料に充当するか（一旦授業料を全額徴収し、後日、就学支援金相当額を還付する場合や後期の授業料で調整する場合など）学校によって異なりますので、学校にお問い合わせ下さい。